

# 外貨建短期金銭債権債務の取得時レート法採用の実態調査 —1990年11月～1991年10月東証上場決算会社を中心として—

井 上 達 男

## I はじめに

わが国の『外貨建取引等会計処理基準』では、外貨表示項目の換算方法として貨幣-非貨幣法に流動-非流動法を加味した方法を採用しており、外貨建短期金銭債権債務は決算日レートで換算し、外貨建長期金銭債権債務は取引日レートで換算することを原則としている。しかし、実務上では、監査における取扱として短期の金銭債権債務をも取引日レートで換算すること（以下、取得時レート法と呼ぶ）が認められている。他方、世界的な動向をみると貨幣項目については短期、長期にかかわらず決算日レートで換算する方法が主流となっており、日本は世界的な動向とは逆の方法に進んでいるといえる。現在、国際会計基準趣旨書「財務諸表の比較可能性」（1990年7月）が公表され、また証券監督者国際機構（IOSCO）が国際会計基準を支持する意向を示しており、世界的な会計基準の調和が問題となっている。会計基準の国際的調和化にあたっては、各国の会計実務の現状および特徴を明らかにすることが不可欠である。

そこで、本稿では、わが国の外貨換算会計の特徴である取得時レート法の採用状況の推移および現状を調査することによって、わが国の外貨換算会計の研究に必要不可欠な基礎的資料を提供することを目的としている。まず、第Ⅱ節では、『会社の決算と開示』に基づいて東証1部上場会社300社の1978年から1991年までの14年間の換算実務の推移を概観するとともに、わが国で採用されている外貨建金銭債権債務の換算実務について概観する。第Ⅲ節では、大蔵省印刷局が発行している『CD-ROM版有価証券報告書総覧財務諸表』に基づいて、上場会社全社の「重要な会計方針」における外貨建金銭債権債務の換算方

法および長期為替予約の開示の現状を分析する。

## II 換算実務の推移とその概要

### 1. 外貨建金銭債権債務の換算実務の推移とその概要

図表1は、『会社の決算と開示』のデータ<sup>1)</sup>に基づいて、わが国における外貨建金銭債権債務の換算実務を概観するために作成したものである。各年度の対象会社は、東京証券取引所第1部上場会社300社である。注意すべきは、1979年に『外貨建取引等会計処理基準』が設定されたこと、および1984年に監査委員会報告第46号が公表されたことである。

図表1 日本の外貨建金銭債権債務の換算の実態

年度	開示 会社数	開示						
		A	B	C	D	E	F	G
1978	255	199	3	30	—	—	—	9
1979	236	198	4	27	—	—	—	8
1980	249	127	3	19	69	—	—	11 『基準』実施
1981	267	—	—	252	10	—	—	5
1982	276	—	—	268	5	—	—	7
1983	280	—	—	275	5	—	—	0
1984	283	—	—	21	7	60	—	監査第46号公表
1985	284	—	—	23	1	63	—	
1986	288	—	—	16	24	68	—	
1987	287	—	—	24	46	67	—	
1988	287	—	—	32	51	66	—	
1989	286	—	—	36	1	68	—	
1990	287	—	—	35	0	67	—	
1991	292	—	—	21	0	63	—	

A：短期金銭債権債務は決算日レート、長期金銭債権債務は取引日レート（著しい変動があった場合は決算日レート）で換算。B：原則としてAだが、短期金銭債権債務に為替差益が生じる場合は取引日レートで換算。C：短期および長期金銭債権債務を取引日レート（著しい変動があった場合は決算日レート）で換算。D：『外貨建取引等会計処理基準』に準拠。E：原則としてDだが、為替変動が著しい場合は長期金銭債権債務を決算日レートで換算。F：短期金銭債権債務を取引日レートで換算。G：不明。

1) 井上斉藤監査法人編『会社の決算と開示』（中央経済社、1978年～1992年）。

## ① 「外貨建取引等会計処理基準」の公表

まず、1979年に公表された『外貨建取引等会計処理基準』（以下、『基準』と略す）は、それ以前の外貨換算基準であった「企業会計上の個別問題に関する意見第六：外国為替相場の変動制限停止中における外貨建資産等の会計処理に関する意見」（昭和48年公表。以下、個別意見第六と略す）を基本的に引き継いでおり、外国通貨および外貨建短期金銭債権債務を決算日レートで換算し、外貨建長期金銭債権債務を取引日レートで換算するという基本的な原則については変化がない。ただし、『基準』では、個別意見第六で認められていた例外を認めていない点が異なっている。すなわち、個別意見第六で認められていた、外貨建短期金銭債権債務について、換算純差損益の額が少ない場合または金額の多少にかかわらず換算純差益が生じる場合には取引日レートの例外的適用（重要性または保守主義の原則を適用）が認められなくなった。また、外貨建長期金銭債権債務について、為替相場の著しい変動が生じたと認められる場合の決算日レートの適用が認められなくなった。

この結果、図表1では、1980年度を境として会計実務に大きな変化があったことを示している。個別意見第六の例外規定を適用していたB、C欄の会社約30社（約10%）は会計処理の変更を余儀なくされていることがわかる。また、個別意見第六において原則規定を適用していた会社（A欄）でも『基準』の公表によって会計方針の注記文言に変更が生じ、著しい為替変動時の決算日レートの適用について取扱が異なってきたことから、『会社の決算の開示』においても集計区分の変更を行なっている。

## ② 監査委員会報告第46号の公表

次に、1984年に公表された監査委員会報告第46号「外貨建短期金銭債権債務に関する当面の監査上の取扱について」（1984年1月18日）では、1984年3月31日以後最初に終了する事業年度に限り、外貨建短期金銭債権債務の換算方法を原則的方法から取引日レート換算方法に変更することが監査上認められた。これは、『基準』設定後1983年までの間に決算日の為替相場が短期間で元に戻ったため、決算日レートで換算した換算差損益にかなりの程度不確実な要素が含まれるとしている。

れていると考えられることから、その後の継続性を前提として、「確定的な利益として認識するかどうかに関して別途の考慮」<sup>2)</sup>を行なったものであると説明されている。ただし、この変更は、1984年3月31日以後最初に終了する事業年度に限定されており、変更後は継続適用しなければならないことに注意を要する。

図表1のF欄によると、1984年度以後300社中約60社が短期金銭債権債務を取引日レートで換算するようになったことがわかる。1984年以降、A欄の『基準』準拠の会社が減少しているが、会計方針において何も記載されていない場合には『基準』に準拠していると考えられる。

### ③ 為替相場に著しい変動があった場合の換算

法人税法によると、法人が外貨建債権債務に取得時レート換算法を選択している場合、期末の個々の外貨建債権債務につき為替変動の影響がおおむね15%以上になるときは、決算日レートで換算することができる<sup>3)</sup>。この取扱は、著しい為替変動が生じた場合の「別途の適切な措置」<sup>4)</sup>であると一般に解されているように思われる。しかし、この取扱は任意適用であることから、実務上は、継続適用は義務づけられておらず、会社の状況に応じてさまざまな取扱が行なわれているように思われる。

以上のように、『会社の決算と開示』の統計資料に基づいて、わが国の外貨建

- 
- 2) 企業会計審議会「外貨建取引等会計処理基準の設定について」二1『外貨建取引等会計処理基準』(1979年6月26日公表、最終改正1983年12月22日)。
- 3) 期末の個々の外貨建債権債務につき次の算式により計算した割合がおおむね15%以上となるものがある場合には決算日レートで換算することができる。(法人税法施行令第139条の3第2項、法人税取扱通達基本通達13の2-1-6の2)

当該外貨建債権又は外貨建 債務の額につき当該事業年 度終了の日の為替相場によ り換算した本邦通貨の額	当該事業年度終了の 日における当該外貨 建債権又は外貨建債 務の帳簿価額
---	---

当該外貨建債権又は外貨建債務の額  
につき当該事業年度終了の日の為替  
相場により換算した本邦通貨の額

- 4) 企業会計審議会「外貨建取引等会計処理基準の設定について」二2『外貨建取引等会計処理基準』(1979年6月26日公表、最終改正1983年12月22日)。

金銭債権債務の換算実務を最近についてみれば、(1)監査委員会報告第46号に基づいて、短期および長期の金銭債権債務を取引日レートで換算する会社が約70社(23%)、(2)『基準』に示された原則的方法にしたがって、短期金銭債権債務は決算日レートで換算し、長期金銭債権債務は取引日レートで換算する会社が約230社(77%)、(3)ただし為替変動が著しい場合は個別的に税法の規定を適用して決算日レートを適用している例もある、と要約できる。

また、上記(1)と(2)の間の会計処理の変更は、1984年に限り一度だけ認められたものであり、その後、会社がこの二つの会計処理を選択することは認められていない。実務上、会社が会計方針として選択できるのは③の場合のみであるが、これは『基準』ではなく税務にしたがった処理であり、1987年、1988年を除くと当該300社においてはほとんど採用されていないことがわかる(E欄参照)。

## 2. 為替予約の換算実務の推移とその概要

『基準』では、外貨建取引に為替予約が付された場合には当該予約レートで確定した円貨額を付することを定めているが、外貨建長期金銭債権債務に係る為替予約が付された場合については明確な規定は当初存在しなかった。しかし、1983年12月22日付で『基準』に注解4-2を新設し、外貨建長期金銭債権債務について為替予約が付された場合、取引日レートの円換算額と為替予約による円貨額との差額を当該為替予約を行なった日の属する期から決済日の属する期までの期間にわたって合理的な方法により配分し、各期の損益として処理すること(期間按分方式)を定めた。ただし、重要性がない場合には予約日または決算日の損益として処理することができる。

図表2は、『会社の決算と開示』に基づいて、長期為替予約の開示状況をまとめたものである。1988年頃から長期金銭債権債務については期間按分方式を採用しており、長期納税引当金を設定することによって税効果の調整を行なう会社が急増している。これは図表3に示したように、わが国企業の海外での外貨建社債の発行が急増し、金額的にも重要性をもつようになったことを反映していると思われる。

図表2 日本の長期為替予約の開示実態

年度	開示会社数	長期金銭債権債務		短期金銭債権債務	短・長期明示なし
		当期損益(注1)	期間按分(注2)		
1983	17	5	3	6	3
1984	35	15	10	7	3
1985	63	4	51	5	3
1986	74	3	61( 11)	9	1
1987	101	2	86( 19)	11	2
1988	140	4	133( 85)	3	—
1989	162	—	162(118)	—	—
1990	186	—	186(146)	—	—
1991	186	—	186(150)	—	—

注1) 予約レートで換算している旨の開示はあるが、換算差額を期間按分している旨の開示のないものは当期損益に計上しているとみなした。

注2) カッコ内は当該期間配分に対して税効果の調整を行なっている企業数を示している。

図表3 わが国企業の海外での社債発行状況

年	普通社債		転換社債		新株引受権附社債		(単位: 件、億円)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
1982	96	6,812	75	6,275	9	658	180	13,745
1983	62	4,039	152	11,914	33	3,231	247	19,184
1984	96	11,345	153	12,272	61	4,336	310	30,408
1985	158	16,747	110	10,287	89	6,791	357	33,825
1986	153	14,374	40	4,264	200	20,065	393	38,703
1987	125	12,520	82	9,864	206	31,734	413	54,118
1988	88	7,742	121	9,179	217	36,822	426	53,743
1989	90	8,725	155	16,774	259	92,812	504	118,311
1990	162	16,777	104	9,013	131	29,063	397	54,853
1991	258	40,269	65	3,798	271	38,823	594	82,890

(出典) 東京証券取引所『東証要覧 FACT BOOK 1992』(東京証券取引所、1992年4月1日) 93頁。

次節では、さらに調査対象を広げ、上場会社体について調査を行い、さらに詳細に現状を明らかにしたい。

### III 取得時レート法採用会社の実態調査

#### 1. 取得時レート法の採用状況

本節では、大蔵省印刷局が発行している『CD-ROM 版有価証券報告書総覧(1部・2部・地方上場会社) 財務諸表』<sup>5)</sup>に基づいて、東京証券取引所上場会

図表4 取得時レート法採用会社の増減

1985年6月末取得時レート法採用会社数 <sup>*1</sup>	増 加		減 少		1990年11月～1991年10月決算会社中の採用会社数 <sup>*6</sup>
	新規上場会社中の採用会社数 <sup>*2</sup>	その他、増加した採用会社数 <sup>*3</sup>	上場廃止会社中の採用会社数 <sup>*4</sup>	その他、減少した採用会社数 <sup>*5</sup>	
193社	14社	16社	4社	5社	214社

\*1 小野(1990)において確認されている会社であり、図表5より1社少なくなっている。小野武美稿「外貨換算会計基準適用政策の階層分化」『オイコノミカ』第27巻第1号(1990年)113頁参照。

\*2 1985年7月から1991年10月末までの間に新規上場した会社のうち、取得時レート法を採用している会社は次の14社である。(東証1部) 新日鐵化学、マブチモーター、キーエンス、日本メディカル・サプライ、住商リース、丸三証券(東証2部) 日水製薬、新川、正栄食品工業、ナガホリ、日鐵商事、カテナ、日商エレクトロニクス、東京リース。

\*3 その他、1991年10月末までの間に取得時レート法を採用した会社は次の16社である。(東証1部) 三井松島産業、中越パルプ工業、堺化学工業、日立金属、リンナイ、渋谷工業、キット(北沢バルブ)、ナブコ、イズミ、ダイヤモンドリース、ニモチ、近畿日本鉄道(東証2部) 日本製缶、田崎真珠、ゴールドウィン、武藏野興業。

\*4 1985年7月から1992年までの間に上場廃止した会社のうち、取得時レート法を採用していた会社は次の4社である。(東証1部) 丸善石油、ジャパンライン、岡崎工業、東洋カーボン。

\*5 その他、1991年10月末までの間に取得時レート法を採用した会社は次の5社である。(東証1部) 御幸毛織、小松製練、大同酸素、東京製鐵(東証2部) Uniden21。

\*6 1990年11月から1991年10月までに決算をむかえた会社で、1992年9月1日現在上場している会社1,531社のうち、取得時レート法を採用している会社数を示している。

なお、ここで使用している東証1部、2部の区分および会社名は1992年9月1日現在のものを使用している。

5) 関西学院大学産業研究所所蔵の大蔵省印刷局編「〈1部・2部・地方上場会社〉財務諸表」『CD-ROM 版有価証券報告書総覧』(大蔵省印刷局、1991年)に基づいて分析を行っている。

社の有価証券報告書における「重要な会計方針」の開示から取得時レート法採用状況に関する実態調査を行なっている。調査の対象となっている会社は、1990年11月から1991年10月に決算をむかえた東京証券取引所上場会社で、1992年9月1日現在上場している会社1,531社(銀行・信託銀行100社を除く)である。この調査の関心は、監査委員会報告第46号公表当時に行なわれた新井武広氏の実態調査<sup>6)</sup>の後、どのような変化が生じたかということである。特に、取得時レート法の継続適用がどの程度守られているかという点に大きな関心がある。

### ① 取得時レート法採用会社の変動

図表4は、取得時レート法採用会社の増加および減少をまとめたものである。1985年の新井氏の調査では東証1部2部上場会社中194社が取得時レート法を採用していたことが明らかにされている。また、1990年の小野武美助教授の調査<sup>7)</sup>では、このうち193社の会社名を明らかにしているので、この会社を1985年時点における取得時レート法の採用会社と考え、図表4では、その後の増加および減少の内容を示した。1985年7月から1991年10月までの間に新規上場した189社の内、14社が取得時レート法を採用していた。また、同期間に合併等の理由で上場を廃止した会社で取得時レート法を採用していた会社は4社であった。ここで注目すべき点は、新規上場会社および上場廃止会社以外に増加した会社が16社、減少した会社が5社あったという事実である。監査委員会報告第46号では、取得時レート法の採用は1984年3月31日以後最初に終了する事業年度に限られ、その後継続して適用している場合に、監査上妥当なものとして取り扱うことができると規定されていることを考えると、この会計処理の変更がどのような理由で行なわれたのであろうか。調査会社における1988年度～1990年度における変更はほとんどなく、また変更されている場合にも「重要な会計方針」にその理由は記載されていなかった。このことから、おそらく1985年度、1986年度において若干遅れるかたちで取得日レート法を採用した会社が

6) 新井武広稿「外貨建短期金銭債権債務にかかる期末換算基準としての取得時レート法採用状況について」『証券』昭和60年9月、61～70頁。

7) 小野武美稿「外貨換算会計基準適用政策の階層化——上場企業に於ける「報告第46号」適用の財務的背景」『オイコノミカ』第27巻第1号(1990年) 107～119頁。

図表5 取得時レート法採用会社（1990年11月～1991年10月）

(水産・農業) 日本水産、大洋漁業、ホウスイ、(鉱業) 日鉄鉱業、三井松島産業、(建設) 三機工業、(食品) 日清製粉、昭和産業、共同飼料、日本配合飼料、東洋精糖、三井製糖、明治製菓、江崎グリコ、雪印乳業、林兼産業、丸大食品、ホーネンコーポレーション、日清製油、吉原製油、フジ製糖、塩水港精糖、日新製糖、エスビー食品、オリエンタル酵母工業、日本食品化工、(織維) ユニチカ、富士紡績、ダイワボウ、日東紡績、テザック、日本毛織、東亞紡織、(パルプ・紙) 山陽国策パルプ、十条製紙、大昭和製紙、中越パルプ工業、巴川製作所、三島製紙、(化学) 三井東圧化学、昭和電工、三菱化成、日産化成工業、石原産業、堺工学工業、日本酸素、日本化学工業、日本触媒化学工業、協和発酵工業、三井石油化学工業、三菱油化、日本合成ゴム、日本ゼオン、宇部興産、新日鐵化学、塩野義製薬、吉富製薬、ミドリ十字、中国塗料、東洋インキ製造、ユニカ、ライオン、日水製薬、(石炭・石油製品) 日本石油、昭和シェル石油、三菱石油、興亜石油、コスモ石油、富士興産、ゼネラル石油、東亜石油、日本精蠟、(ゴム) 東洋ゴム、バンドー化学、(窒素) 山村硝子、住友セメント、小野田セメント、大阪セメント、秩父セメント、東陶機器、クロサキ、ニチアス、日本坩堝、(鉄鋼) 新日本製鐵、川崎製鐵、日本钢管、住友金属工業、神戸製鋼所、日新製鋼、中山製鋼所、合同製鐵、日立金属、日本重化学工業、日本電工、三菱製鋼、関東特殊製鋼、中央電気工業、(非鉄金属) 三井金属鉱業、東邦亜鉛、三菱マテリアル、日本鉱業、住友金属鉱山、同和鉱業、古河機械金属、住友軽金属工業、三菱電線工業、東京タンクステン、日本精鉱、(金属) 東洋製缶、三協アルミニウム工業、リンナイ、日本製缶、(機械) 日立精機、牧野フライス製作所、帝人製機、津田駒工業、共立、クボタ、月島機械、東京機械製作所、渋谷工業、酒井重工業、荏原製作所、栗田工業、フジテック、ミネベア、キツツ(旧北沢パルプ)、瀧澤鐵工所、小池酸素工業、新川、三興製作所、(電器機器) マブチモーター、ダイヘン、京三製作所、アイワ、新電元工業、日本光電工業、堀場製作所、キーエンス、日本ケミコン、山洋電気、東和メックス、エンプラス、日本インター、(輸送用機器) 三井造船、日立造船、三菱重工業、富士車両、ナブコ、日産ディーゼル工業、トピー工業、富士重工業、小糸製作所、(精密機器) 日本メディカル・サプライ、トキメック、旭光学工業、(その他製造) 大健工業、ダイワ精工、田崎真珠、オリムピック、(商業) 伊藤忠商事、丸紅、ニチメン、イトマン、長瀬産業、ナイガイ、蝶理、日本紙パルプ商事、東食、野崎産業、三菱商事、西華産業、日商岩井、金商又一、神鋼商事、岩谷産業、三愛石油、川鉄商事、伊藤忠燃料、ベスト電器、丸善、ジャスコ、イズミ、正栄食品工業、ゴールドウイン、ナガホリ、日鐵商事、カナテ、日商エレクトロニクス、(金融・保険) オリックス、住商リース、ダイヤモンドリース、丸三証券、東京リース、(不動産) 藤和不動産、ニチモ、(陸運) 京王帝都電鉄、近畿日本鉄道、(海運) 川崎汽船、新和海運、飯野海運、東京汽船、(空運) 全日本空輸、パスコ、(倉庫・輸送関連業) 上組、(電力・ガス) 東京電力、中部電力、関西電力、中国電力、北陸電力、北海電力、(サービス) 東急ホテル、武藏野興業、丸紅リース

\*下線は2部上場会社を示している。なお、上記会社の1部2部上場の区分、業種区分は1992年9月1日現在のものである。

あったのではないかと推測される。

## ② 取得時レート法採用会社の内訳

1990年11月から1991年10月に決算をむかえた東京証券取引所上場会社で、

図表6 取得時レート法の適用状況

	1985年6 月末の取 得時レー ト法採用 会社数 <sup>*2</sup>	1990.11~1991.10 決算会社		
		取得時レ ート法採 用会社数	東証上場 会社数	取得時レ ート法採 用率
水産・農林業	3社	3社	7社	42.9%
鉱業	1	2	9	22.2
建設業	2	1	120	0.8
食料品業	20	20	76	26.3
織維業	10	7	58	12.1
パルプ・紙業	5	6	26	23.1
化学工業	22	24	163	14.7
石油・石炭製品	10	9	12	75.0
ゴム製品	2	2	17	11.8
窯業	10	9	43	20.9
鋼鐵	14	14	50	28.0
非鉄金属製品	11	11	34	32.4
機械	2	4	40	10.0
電気機器	16	19	140	13.6
輸送機器	12	13	173	7.5
精密機器	8	9	74	12.2
その他製造業	2	3	35	8.6
商業	3	4	44	9.1
金融・保険業 <sup>*1</sup>	21	29	183	15.8
不動産業	1	5	52	9.6
陸運業	2	2	23	8.7
海運業	0	2	34	5.9
空運業	6	4	23	17.4
倉庫・輸送関連業	6	2	5	40.0
通信業	2	1	19	5.3
電気・ガス業	0	0	5	-
サービス業	6	6	15	40.0
合計	2	3	51	5.9
	194社	214社	1,531社	14.0%

\*1 金融・保険の内、銀行および銀行(100社)は除いている。

\*2 新井武広稿「外貨建短期金銭債権債務に係る期末換算基準としての取得時レート法採用状況について」『証券』(昭和60年9月)63頁参照。

1992年9月1日現在も上場している会社1,531社（銀行・信託銀行100社を除く）のうち、取得時レート法を採用している214社は図表5に示したとおりである。

図表6は、東証上場会社の取得時レート法の適用状況の調査結果を業種別に示したものである。1985年の新井氏の調査では取得時レート法採用会社は194社（13.3%）であったが、今回の調査では214社（14.0%）に増加している。取得時レート法の採用率が30%以上の業種は、水産・農林業（42.9%）、石油・石炭製品（75.0%）、非鉄金属（32.4%）、空運業（40.0%）、電気・ガス業（40.0%）であり、輸入型の業種が多い。また、10%以下の業種は、建設業（0.8%）、電気機器（7.5%）、精密機器（8.6%）、その他製造業（9.1%）、金融・保険業（9.6%）、不動産（8.7%）、陸運業（5.9%）、倉庫・輸送関連業（5.3%）、サービス業（5.9%）といった輸出型および国内型の業界であった。

また、図表6のデータをさらに、『日経会社情報』に基づいて業種毎に細分し、東証1部と2部に区分したものを図表7に示している。図表7では、東証1部上場会社1,129社（銀行・信託銀行100社を除く）の内179社（14.6%）、東証2部上場会社402社の内35社（8.7%）が取得時レート法を採用していることが示されており、大規模会社の多い1部上場会社の方が採用率が高い結果となっている。東証1部上場会社についてみると、食料品では飲料および調味料その他を除く会社（14/19）で幅広く取得時レート法が採用されている。特に、飼料（3/4）および食用油（3/4）でほとんどの会社が採用している。繊維業では綿紡織（5/10）と毛紡織（2/5）に採用が集中している。化学工業では化学（16/55）における採用会社が多い。石炭・石油製品では、東燃と日瀬化学工業を除く全社（7/9）で採用している。鉄鋼では、普通鋼における採用会社（8/18）が多く、新日本製鐵、日本鋼管、住友金属工業、神戸製鋼所、日新製鋼、中山製鋼所、合同製鐵といった大手がそろって取得時レート法を採用している。非鉄金属でも14社中8社が採用しており、三井金属鉱業、東邦亜鉛、三菱マテリアル、日本鉱業、住友金属鉱山、同和鉱業、古河機械金属、住友軽金属工業が採用している。機械では、産業機械（11/56）に採用が集中している。輸送用機器

図表7 取得時レート法の適用状況と為替予約

## 外貨建短期金銭債権債務の取得時レート法採用の実態調査

73

機械部品	2(2)	9(8)			6			2(2)	15(8)	
電気機器	9(2)	109(44)	2(1)		4(1)	51(5)		13(3)	160(49)	2(1)
総合電機		4(2)			1	9(1)			4(2)	
重交通機	2(1)	17(5)				9(1)		3(1)	26(6)	
信機	1	13(8)				10(1)		1	22(9)	
電家電機	1	35(11)	1			3		2	45(12)	1
計測器	4	7(4)						4	10(4)	
その他電機	1(1)	33(14)	1(1)		2(1)	20(2)		3(2)	53(16)	1(1)
輸送用機器	9(6)	44(22)				21(4)		9(6)	65(26)	
造船	3(1)	3(2)				1		3(1)	4(2)	
造鉄道車	2(1)	4(1)						2(1)	4(1)	
自動車	4(4)	34(18)				16(4)		4(4)	50(22)	
自転車		2(1)				3			5(1)	
航空機		1				1			2	
精密機器	3(1)	18(12)	3(3)			14		3(1)	32(12)	3(3)
精密光学機器	2(1)	6(3)				6		2(1)	12(3)	
時計	1	10(7)	3(3)			5		1	15(7)	3(3)
2(2)	2(2)	3(2)				3			5(2)	
その他製造業	2(1)	32(10)			2(2)	8(1)	1(1)	4(3)	40(11)	1(1)
その他製造業	1	2(1)						1	2(1)	
印刷・事務機器	1(1)	30(9)			2(2)	8(1)	1(1)	3(3)	38(10)	1(1)
商業	23(16)	121(59)	7(6)		6	33(5)	1	29(16)	154(64)	8(6)
商社	19(13)	62(29)	5(5)		3	22(4)	1	22(13)	84(33)	6(5)
量販店・外食店	1(1)	30(12)	2(1)			4(1)		1(1)	34(13)	2(1)
百貨	1(1)	17(9)				2		1(1)	19(9)	
一パン	2(1)	11(8)				1		2(1)	12(8)	
自動車販売		1(1)				3			4(1)	
その他商業					3	1		3	1	
金融・保険業	4(3)	40(20)	6(5)		1(1)	7(1)		5(4)	47(21)	6(5)
信販・リース	3(3)	7(3)			1(1)	2(1)		4(4)	9(4)	
証券	1	19(7)				5		1	24(7)	
損保		14(10)	6(5)						14(10)	6(5)
不陸動産	2(1)	17(10)	1(1)			4		2(1)	21(10)	1(1)
陸運	2(2)	26(14)				6		2(2)	32(14)	
鉄道	2(2)	13(7)				3		2(2)	16(7)	
海空運		13(7)				3			16(7)	
運業	3(1)	10(3)			1	9		4(1)	19(3)	
空運	2(2)	2(2)				1		2(2)	3(2)	
倉庫・輸送関連業	1(1)	9(4)				9		1(1)	18(4)	
倉庫									12(2)	
港	1(1)	7(2)				5		1(1)	6(2)	
通信業		2(2)				4			5(2)	
電気・ガス業	6(1)	5(2)						6(1)	9(4)	
電力		8(4)						6(1)	3(3)	
ガス	6(1)	3(3)						6(1)	6(1)	
サービス業		5(1)								
映画・娯楽	1(1)	31(11)			2	17(1)		3(1)	48(12)	
その他サービス		12(4)			1	4		1	16(4)	
	1(1)	19(7)			1	13(1)		2(1)	32(8)	
合計	179 (98)	950 (414)	内 26 (21)		35 (6)	367 (26)	内 3 (2)	214 (104)	1,317 (440)	内 29 (23)

\*1 取得時レート法採用会社および『基準』準拠会社の内、著しい為替変動が生じたときに決算日レートで換算する旨の記載のある会社数を示している。なお、表における( )内は、「重要な会計方針」において長期為替予約についての開示を行なっている会社数を示している。

では、造船（3/6）の採用率が高い。商業では、商社の採用会社数（19/81）が多い。電気・ガスでは、電力会社（6/9）に採用が集中し、ガス会社では採用されていない。

これらの結果をみても、大規模で輸入型の会社で取得時レート法の採用が比較的多いことがわかる。

### ③ 著しい為替変動時の決算日レートの採用

また、図表7では、法人税法の規定を適用して、為替変動が著しい場合に外貨建金銭債権債務を決算日レートで換算する旨の記載がどの程度あるかも調査している。第2節でみた図表1（調査対象300社）では、1986年から1988年にかけて採用が増えているものの、1990年と1991年はゼロとなっていた。しかし、今回の調査では、東証1部上場会社1,129社中26社（2%）、東証2部上場会社402社中3社（0.7%）が為替変動が著しい場合には決算日レートで換算している旨の記載を行なっていることがわかった。

このうち、『基準』準拠会社で、著しい為替変動時に長期金銭債権債務を決算日レートで換算する旨を記載会社は次の24社である。

（食料品）日清食品、（化学工業）ハリマ化成、花王、大日本インキ化学工業、（非鉄金属）日本軽金属、（機械）ソディック、（電気機器）ソニー、松下电工、（精密機器）ニコン、オリンパス光学工業、キャノン電子、（商業）兼松、阪和興業、サンリオ、すかいらーく、ヤオハンジャパン、新興産業、（金融・保険業）東京海上火災保険、三井海上火災保険、安田火災海上保険、同和火災海上保険、大東京火災海上保険、興亜火災海上保険、（不動産）三菱地所。

これに対して、取得時レート法採用会社で、著しい為替変動時に短期および長期の金銭債権債務に決算日レートを適用する旨の記載を行なった会社は次の5社である。

（鉄鋼）日立金属、（金属製品）リンナイ、（その他製造業）田崎真珠、（商業）伊藤忠商事、日商岩井。

これらの会社は、為替変動時に非常に自由な会計処理を選択できる可能性があり、利益操作の排除、当該会社自身の期間比較などに問題があると思われる。

(なお、下線の会社は2部上場会社を示している。)

この他に、著しい為替変動の規定を金銭債権債務ではなく外貨建債券に適用している次のような例もあった。

「なお、当期は、為替相場に著しい変動が認められた外貨建債券について、決算日の為替相場により換算換えを行い、当該評価損を特別損失の「有価証券評価損」に634百万円計上しております。」(三菱化成)

## 2. 取得時レート法適用会社と長期為替予約

次に、「重要な会計方針」における長期為替予約に関する項目について若干の調査を行なった。第2節でみた図表2では、『会社の決算と開示』に基づいて長期金銭債権債務に対する為替予約として表示しているが、実際には外貨建社債に対する為替予約が非常に多く、外貨建社債の長期為替予約と表示されている場合も多くあった。また、これら長期為替予約を行なっている会社の多くが、長期納税引当金を設定して税効果の処理を行なっている。これらの例としては次のような開示がある。

### 「外貨建社債の長期為替予約に伴う処理

長期為替予約の付されている外貨建社債には、当該為替予約による円貨額を付しており、これによる為替予約差額は、予約日の属する年度から決済日の属する年度までの各年度に月数により配分することとしている。

なお、当該為替予約差額のうち当年度配分額9,812百万円は、損益計算書上特別利益の「本貨建社債に係る為替予約差益」に計上し、翌年度以降の配分額43,614百万円は、貸借対照表上「前受収益」に19,624百万円、「その他固定負債」に23,990百万円計上している。

### 長期納税引当金

外貨建新株引受権附社債に付した長期為替予約差額のうち、当年度に配分した為替差益に対して将来納付する事業税、法人税及び住民税の見積額を計上している。

なお、長期納税引当金の繰入額の損益計算書上の表示は、事業税分(1,237百万円)は販売費及び一般管理費の「その他」に含めて計上し、法人税及び住民税分(4,436百万円)は「長期納税引当金繰入額」として計上している。(三菱重工業)

このような長期為替予約と取得時レート法適用との間になんらかの関係がないかをみるために、長期為替予約の開示と取得時レート法適用会社の関係をまとめたものが図表8である。

東証1部上場会社において、取得時レート法採用会社(179社)のうち長期為

図表8 取得時レート法の適用状況と長期為替予約

	取得時レート法採用会社(東証1部)		『基準』準拠会社(東証1部)	
	社	%	社	%
水産・農林業	3( 3)	100.0	4	-
鉱業	2	-	5( 1)	20.0
建設業	1	-	98( 41)	41.8
食料品業	14( 4)	28.6	41( 15)	36.6
織維業	7( 2)	28.6	36( 13)	36.1
パルプ・紙業	5( 4)	80.0	15( 6)	40.0
化学工業	23( 15)	65.2	107( 49)	45.8
石油・石炭製品	7( 3)	50.0	2	-
ゴム製品	2( 2)	100.0	7( 5)	71.4
窯業	8( 5)	62.5	23( 11)	47.8
鋼鐵	13( 10)	76.9	22( 8)	36.4
非鉄金属	9( 4)	44.4	16( 8)	50.0
金属製品	3( 1)	33.3	23( 9)	39.1
機械	15( 7)	46.7	79( 31)	39.2
電気機器	9( 2)	22.2	109( 44)	40.4
輸送用機器	9( 6)	66.7	44( 22)	50.0
精密機器	3( 1)	33.3	18( 12)	66.7
その他製造業	2( 1)	50.0	32( 10)	31.3
商業	23( 13)	56.5	121( 59)	48.8
金融・保険業	4( 3)	75.0	40( 20)	50.0
不動産	2( 1)	50.0	17( 10)	58.8
陸運業	2( 2)	100.0	26( 14)	53.8
海運業	3( 1)	33.3	10( 3)	30.0
空運業	2( 2)	100.0	2( 2)	100.0
倉庫・輸送関連業	1( 1)	100.0	9( 4)	44.4
通信業		-	5( 2)	40.0
電気・ガス業	6( 1)	16.7	8( 4)	50.0
サービス業	1( 1)	100.0	31( 11)	35.5
合計	179( 98)	54.7%	950(414)	43.6%

( )内は、外貨建社債等の外貨建長期金銭債権債務について長期為替予約(スワップを含む)の開示を行なっている会社数を示している。

替予約を行なっている会社は98社（54.7%）、『基準』準拠会社（950社）のうち414社（43.6%）であった。また、東証2部上場会社においては、取得時レート法採用会社（35社）のうち6社（17.1%）、『基準』準拠会社（367社）のうち26社（7.1%）が長期為替予約を開示している。数字の上では、取得時レート法採用会社の方が長期為替予約を多く行なっていることになるが、母集団が社債を発行している会社だけに限定されていないので、明確なことは示せない。しかし、化学工業、窯業、鉄鋼、輸送用機器、商業、金融・保険業といった業種で長期為替予約の開示が多く行なわれており、これらの業種では取得時レート法の適用会社が多いことから、取得時レート法採用会社が重要な外貨建社債等の長期金銭債権債務に為替予約を付する割合が高いといえるかもしれない。

また、これらの開示会社は図表2に示した期間按分方式を採用しているが、なかにはケンウッドのように金額が僅少なため期間按分せず、発生時の損益としている例もあった。

### 3. その他の開示実態

これまでに示した取得時レート法採用と長期為替予約の開示以外に、東証上場会社における外貨換算に関する特殊な開示としては、次に示すような為替損失負担引当金と在外子会社の換算があった。

「為替損失負担引当金…商社との契約などに基づき当社が負担することになる為替損失に備えるため、当該損失見込額を引当計上している。当該引当金は、為替相場の大幅な変動の状態が相当期間継続し、為替損失負担がほぼ確実に見込まれることとなった場合に、契約等に基づくレートと期末日レートを基準として算定した損失見込額を引当計上するものである。」（日立造船）

### 「5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

「外国にある支店のすべての財務諸表項目の換算方法は重要性がないため決算日の為替相場によっています。」（日製産業）

### 4. 大阪1部2部、地方上場会社の開示実態

さらに、大阪1部上場会社、大阪2部上場会社、新2部上場会社、名古屋、地方単独についても同様の調査を行なった。その結果、調査会社427社中20社

(4.7%) しか取得時レート法を採用していないことがわかった。大阪1部でも5社(9.8%)、大阪2部は10社(4.8%)であり、おしなべて地方上場会社における取得時レート法の採用会社数は少ないことがわかる。もっともこの調査対象会社は東証上場会社を除いて数字であり、実際に大証上場会社すべてについて調べれば別の結果がでてくるかもしれない。取得時レート法採用会社20社を列挙すると次のとおりである。

(大阪1部) 日成ビルド工業、明星工業、大真空、サノヤス・ヒシノ明昌、  
南海電気鉄道

(大阪2部) 寺田紡織、大紀アルミニウム工業所、ダイヤモンドシティ、シンポ工業、日本ケーブル・システム、像印マホービン、ジーネット、三谷商事、丸久、東洋物産

図表9 大阪1部、地方上場会社の開示実態

	調査会 社 数	取得時レート 法 適用会社		内長期為替 予約の開示		『基準』準拠 会 社		内長期為替 予約の開示	
		数	比率	数	比率	数	比率	数	比率
大阪1部	51	5	9.8	2	40.0	46	90.2	18	39.1
大阪2部	210	10	4.8	1	10.0	200	95.2	12	6.0
新2部	22					22	100.0		
名古屋1部	12					12	100.0	1	8.3
名古屋2部	81	3	3.7			78	96.3	8	10.3
札幌	14	1	7.1			13	92.9	2	15.4
新潟	9					9	100.0	2	25.0
京都	1					1	100.0		
広島	8					8	100.0	1	12.5
福岡	19	1	5.3			18	94.7		
合 計	427	20	4.7	3	15.0	407	95.3	44	10.8

※上記の表は重複を避けるため、東京1部>東京2部>大阪1部>大阪2部>新2部>名古屋1部>名古屋2部>札幌>新潟>京都>広島>福岡の順で上位の取引所の上場会社として計算している。

## 外貨建短期金銭債権債務の取得時レート法採用の実態調査

79

(名古屋 2部) ニッコー、住友電装、セントラルリース

(札幌) そうご電器

(福岡) 九州リース

また、大阪1部2部、地方上場会社で著しい為替変動時に決算日レートを適用する旨の記載を行なっているのは、名古屋2部のセントラルリースだけであった。

次に、長期為替予約の開示についても大阪1部で取得時レート法採用会社の長期為替予約の開示は5社中2社(40.0%)、『基準』準拠会社は18社(39.1%)であることを除けば、全体的に開示の比率が少ないといえる。大阪1部では『基準』準拠会社の方が長期為替予約の開示率が高く、東証上場会社とは逆の結果となっているが、ここでの大阪1部は東証との重複会社を除いているため、全社を対象とした正確な数字となっていないことに注意を要する。

## V 結び

本稿では、1990年11月から1991年10月までに決算をむかえた上場会社について取得時レート法の採用状況を中心に調査を行なった。その結果、1985年調査時点の194社(13.3%)から20社増加し、214社(14.0%)の採用会社があったことが明らかになった。短期金銭債権債務の取得時レート換算を認めた監査委員会報告第46号では厳密な継続性の適用をその前提としていたにもかかわらず、新規上場、上場廃止会社以外の増減があったことは意外であった。これらの会社の変更理由については明かにはできなかった。取得時レート法の適用は日本の外貨換算会計の特徴であり、諸外国にはみられないものである。したがって、これらの採用会社の増減は、日本の外貨換算会計の今後の動向を占う上でも重要な意味をもっているといえる。その意味で、わずかではあるが採用率が増加していることは、日本における取得時レート法の意義がまだ存在していることを示しているのかもしれない。

次に、本稿では、取得時レート法採用会社と長期為替予約の開示の間になんらかの関係がないかについて簡単な調査を行なった。東証上場会社に関して

は、取得時レート法採用会社の方が長期為替予約の開示を行なっている会社が多いことがわかった。取得時レート法適用会社については、石炭・石油製品業のように輸入片為替により巨額の外貨建債務を有し、為替リスクのヘッジおよび回避策に限界があることから取得時レート法を採用したといわれている。このため、為替予約についてはそれほど積極的ではないような印象を受けていたが、意外にも、外貨建社債等の長期金銭債権債務の為替予約については、取得時レート法採用会社の方が為替予約の開示が多いという結果となった。この調査は外貨建社債の発行額とそれに対する為替予約の比率というような厳密な調査ではないので正確なことはいえないが、取得時レート法採用会社においても、為替予約が定着してきているとみることができるだろう。

今回の調査は、日本の外貨換算会計の特徴である取得時レート法採用会社の特徴を明らかにするための基礎的調査であり、今後は、この結果を踏まえてさらに取得時レート法採用会社の特徴を明らかにしていきたい。

(筆者は関西学院大学商学部助教授)